

# 立科町選挙管理委員会構成決まる

選挙管理委員の任期満了に伴い、3月定例議会において新しい選挙管理委員の皆さんが選出されました。過日、改選後初めての委員会が開催され、次のとおり構成が決まりました。なお、任期は平成28年4月23日～平成32年4月22日となります。

委員長	豊田裕至 (蓼科)
委員長職務代理	吉村清二 (平林)
委員	中島哲夫 (茂田井)
委員	滝澤重一 (桐原)



## お知らせ

TATESHINA INFORMATION

### 「筆界特定・境界ADR合同 相談会」の開設について

相談会場及び相談日時

(1) 長野地方法務局・

長野市大字長野旭町1-108番地

毎月第3木曜日 予約制

(2) 長野地方法務局松本支局・

松本市沢村二丁目12番46号

偶数月第4木曜日 予約制

(相談日が祝日の場合は、翌日金曜

日に開催します。)

相談費用 無料

相談の予約先

長野地方法務局不動産登記部門地図整

備・筆界特定室

電話 026-235-6642

相談内容

土地の境界をめぐる紛争の解決手段について、解決手段の提示並びに当該手段の概要(費用、効果及び処理期間等)及び利用方法

相談員 法務局職員、土地家屋調査士

その他

相談は事前に予約が必要となります。相談内容については、秘密を厳守します。

### 守ろう！電波のルール

公共の電波を正しく使用するために、電波法というルールがあります。しかし、

ルールを守らない「不法無線局」から放射される不法な電波によるテレビ・ラジオの受信障害や消防・救急や航空など重要な無線通信への混信・妨害は後を絶ちません。また、インターネット取引などにより、日本では使用できない外国規格の違法な無線機器(技適マークが付いていないトランシーバーなど)が流通しています。これらは比較的容易に入手できます。そのため、法令違反の認識がないまま使用し、混信妨害の原因者となるケースが増えています。私たちの財産である電波の良好な利用環境を守るため、「不法無線局」をなくし、電波を正しく使いたしう。

電波に関することは、総務省信越総合通信局までお気軽にご相談ください(無料)。

6月1日から10日は、電波利用環境保護周知啓発強化期間です。

お問合せ先

信越総合通信局

●無線設備への混信・妨害及び違法な無線設備の情報に関すること  
監視調査課

電話

026-234-9976

●テレビ・ラジオなど放送の受信障害に関すること

受信障害対策官

電話 026-234-9991

### 学生生活相談センター

78310(なやみおう)に相談しよう

「学校生活相談センター」(24時間子どもSOSダイヤル)の相談電話がフリーダイヤルになりました。

電話 0120-0-78310

対象 児童生徒および保護者等

お問合せ先

長野県教育委員会事務局心の支援課

電話 026-235-7450